平成２６年（フ）第１１９７号
名古屋市東区矢田３丁目12番１号　コーポ木ケ崎407号
債務者　井爪　弘子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９４号
松江市西川津町700番地５、前住所松江市学園南１丁目13番21号
債務者　三代　哲也
1　決定年月日時　平成26年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで　松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４３０号
熊本県宇城市松橋町久具2562番地１　ルーエンハイム久具203号室
債務者　村山　國廣
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１２０１号
愛知県弥富市東末広９丁目７番地、住民票上の住所名古屋市南区柵下町３丁目33番地の２藤原ハイツ101号
債務者　濱田　直毅
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２４５号
名古屋市昭和区吹上町１丁目29番地の１　グランドメゾン伊藤108号
債務者　宮戸いづみ
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７６号
山口市小郡上郷4188番地１　雇用促進住宅２号棟302号
債務者　水口　義広
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４２６号
熊本県菊池市泗水町永2773番地104
債務者　安枝千代美（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２２２号
盛岡市上米内字赤坂34番地198
債務者　舘澤佐次郎
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２２３号
盛岡市上米内字赤坂34番地198
債務者　舘澤　ミエ
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第４１０号
仙台市宮城野区小鶴２丁目３番６号　ファミールコート・パル102
債務者　新坂　直子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４４１号
宮城県亘理郡山元町山寺字作田山63番地１
債務者　佐藤　朱実
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４４８号
宮城県名取市増田６丁目４番３―402号　県営名取増田住宅
債務者　渡邉紗耶香
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２６８号
茨城県水戸市見川町2581番地の４　市営緑岡第２住宅９棟201号
債務者　金山恵子こと　田　　恵子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２４号
群馬県利根郡昭和村大字糸井1877番地
債務者　小川　正雄
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２６年（フ）第２３９号
埼玉県深谷市宿根496番地１
債務者　長谷川京子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２４０号
埼玉県深谷市宿根496番地１
債務者　長谷川祐司
1　決定年月日時　平成26年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２４１号
埼玉県熊谷市別府２丁目159番地
債務者　平野　真澄
1　決定年月日時　平成26年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２４２号
埼玉県深谷市山河108番地、旧住所埼玉県深谷市宿根496番地１
債務者　伊藤　　梓（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成26年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部